

第5回 観光交流拠点づくり推進委員会

日時 平成26年8月20日 19時～
場所 羽咋市役所 203会議室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 千里浜インター周辺整備の方向性

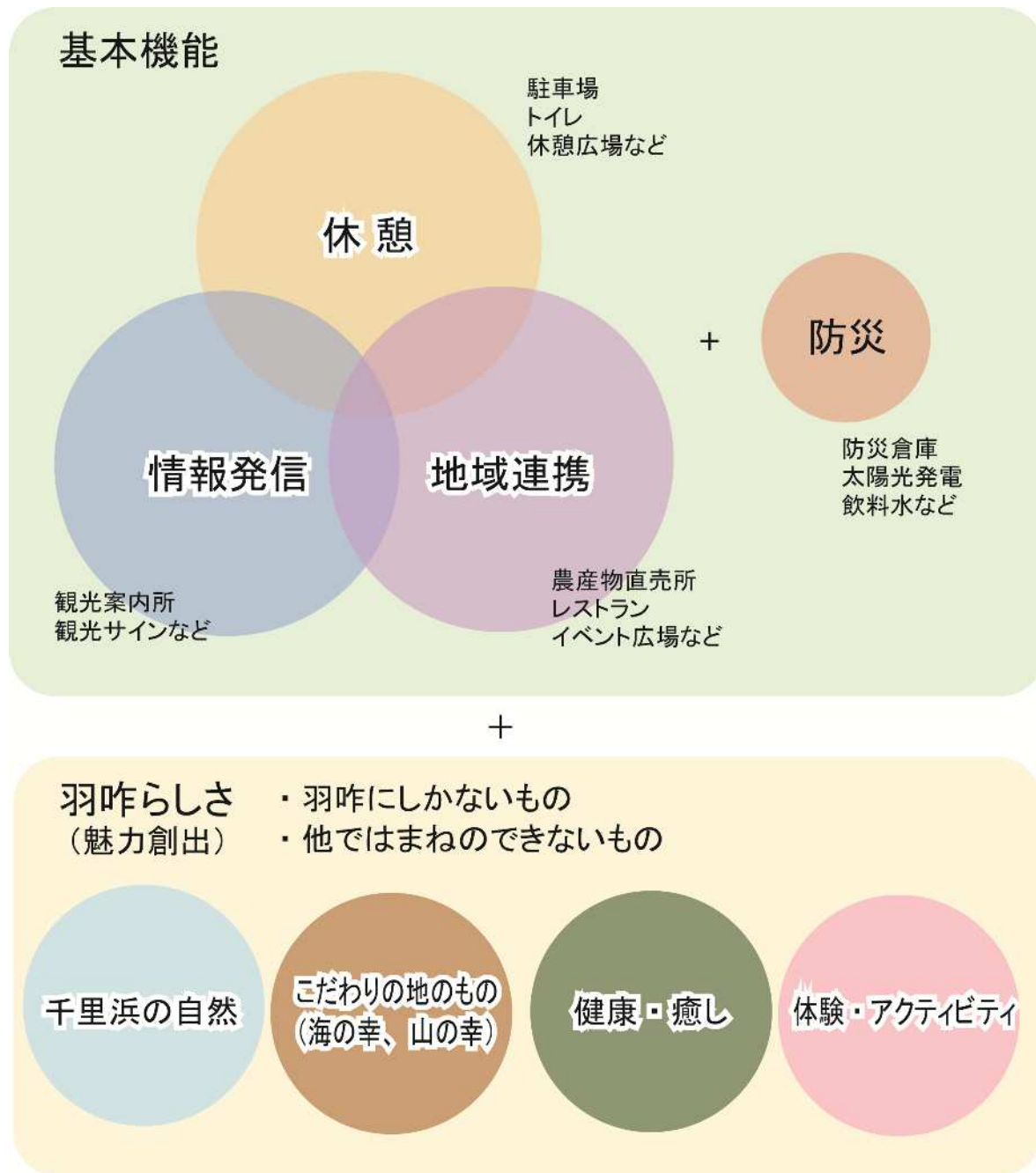
(1) 観光交流拠点施設整備に係る各施設の機能について

(2) 道の駅の管理運営手法について

4 その他

(1) 観光交流拠点施設整備に係る各施設の機能について(各委員の意見を元に整理)

道の駅に求められる機能としては、基本機能である「休憩」「地域連携」「情報発信」「防災」の4つの機能ですが、羽咋市に初めて設置する道の駅、千里浜IC周辺に設置する道の駅として、千里浜の自然や環境、健康といった、羽咋の豊かな自然や風土を活かした、羽咋にしかない、羽咋にしかできない道の駅づくりが大きなテーマとして位置づけられます。



「羽咋らしい」道の駅の施設イメージ

休憩

- 1 美しい千里浜との調和と活用(砂浜+松林+夕日)
夕日の見える高台(テラス)
松林に囲まれた、自然と調和した道の駅
高い天井で、明るくゆったりとしたスペース
- 2 印象に残る風景の創出
シンボリックな建物
能登の上質なイメージの創出
木造を基調とした落ち着いたある建物デザイン
- 3 健康・癒しへの配慮
浜辺までの散策
自転車での立ち寄り(能登海浜自転車道との連携)
温泉の活用(足湯)
海水浴客の取り込み(海水浴、ビーチバレーなど)
- 4 体験・アクティビティ
砂像製作体験
ブチ体験(市内他施設への誘導)例:参禅、写経、巫女体験など
- 5 夜の魅力づくり
ライトアップ、星空鑑賞、UFOなど

地域連携

- 1 こだわりの地の物の提供
農産物(スイカ、はと麦、神子原米、自然栽培など)
海産物(魚介類、岩ガキなど)
地元業者と連携した農産加工品の開発・販売
特産品(大社焼など)、地元住民による手づくり品
その他(山野草、花木、薬草、健康食材、生菓子など)
- 2 飲食(自然を満喫した食の提供)
郷土料理(ベカ鍋など)
地元農産物を活用した食の提供
千里浜の夕日や潮風を楽しむ展望レストラン
浜焼き、バーベキューなど
観光客だけでなく、地元住民にも愛される施設作りをめざす

情報発信

- 1 羽咋・能登の魅力発信
羽咋の文化遺産、伝統芸能、自然環境、UFO
世界農業遺産(能登の里山里海、トキ)
- 2 観光情報発信(他施設との連携による魅力発信)
観光案内人(観光ボランティア)による観光施設案内
ブチ体験(再掲)を通じた他施設への誘導
観光客のニーズに応じた観光プランの提案
例)古墳、潟、堤など巡り
宿泊情報発信(羽咋市、能登方面宿泊先案内)
- 3 道路情報案内
渋滞情報、所要時間など
- 4 無線LANの整備等、外国人旅行者への案内など新しいニーズへの対応
- 5 EV充電器やATMなどの検討

道の駅に設置する施設イメージ

1 トイレ

わかりやすい場所で、インフォメーションや休憩場所との動線に配慮する
明るく開放的な雰囲気
防犯対策として奥まった場所に配置しない
女性用トイレの個数に配慮
観光案内のモニター付きトイレ
授乳室とオムツ交換所を兼ねた専用スペースをつくり、男性も入れるようにする
子供を置けるシートを配備するなど、ゆったりとした気持ちになれる広さに配慮
トイレに生花を置く

2 駐車場

駐車場から中に何があるかわかるようにする
冬の雪・みぞれ対策（透明屋根、取り外し可能な素材）
コンビニ駐車場のようない余裕のあるレイアウトと白線
大型バス、バイク、障害者用の駐車スペース

3 広場、その他

外で砂（車輪の砂も含む）を落とす水道、足洗い場の設置
能登ふるさと博紹介、体験広場
仮設駐車場やテント物産ブースとして利活用できる広場の設置

4 案内サイン

のと里山海道千里浜インター出口から、大きく道の駅に立ち寄りたような案内表示



イメージ写真（トイレ）



イメージ写真（トイレ）



イメージ写真（歩行者動線上のテント）



イメージ写真（広場）

(2) 道の駅の管理運営手法について

運営手法について

- ・運営手法については、大きく行政による直営（公設公営）と、指定管理者制度による公設民営方式の2種類で占めています。
- ・ごく少数ですが、PFI方式による道の駅の整備・運営を行う事例も見られます。

方法	概要	メリット	デメリット	備考
公設公営 (直営)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政（市区町村）が自ら事業を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの信頼を得やすい。 ・採算を前提としないため、事業失敗により途中で事業を放棄する可能性が相対的に低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・効率化や採算重視のインセンティブが働きにくく、結果として非効率的な運営となる可能性が高い。 ・担当者が頻繁に移動するため、専門能力が蓄積されにくい上、経営責任があいまいになる場合が多い。 	設置者の98.1%は市区町村で占められているが、行政による直営は1割未満と少ない*1
公設民営 (指定管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備は行政（市区町村）が行い、公共施設の管理運営を中期(3~5年)程度行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者による効率化やコスト削減、創意工夫が期待できる。 ・経営責任が指定管理者に移転するため、行政（地方公共団体）のリスクを低減できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が途中で事業を失敗するケースも考えられ、地方公共団体が追加負担を行う可能性もある。 ・指定管理者側が採算を過剰に重視したり、事業経験が少ない場合、サービス水準が低下する可能性もある。 	全国の道の駅の44.3%で指定管理者制度を導入*1
PFI方式	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の建設と管理運営を一括して民間事業者（SPC）が行う。 ・通常20~30年程度の長期契約を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者による効率化やコスト削減、創意工夫が期待できる。特に、施設の建設段階から民間事業者が参入するため、指定管理への委託よりもコスト削減効果が期待できる。 ・経営責任が民間事業者に移転するため、行政（地方公共団体）のリスクを低減できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI導入の準備に時間がかかり手続きが煩雑。 ・民間事業者の参入には経験と実績が必要で対応できる企業が限定される。 ・民間事業者にとって投資回収期間が一般的に長い。 ・民間事業者が途中で事業を失敗するケースも考えられ、地方公共団体が追加負担を行う可能性もある。 	道の駅ようか（兵庫県養父市） 道の駅いぶすき（鹿児島県指宿市） など（非常に少数） 函南道の駅（静岡県函南町、計画中） で導入を検討中

指定管理者には、民間企業のほかに、JA、商工会議所、第3セクターなど多様な事業主体が含まれます。（P5参照）

*1：国土交通省資料

出典：第三セクター再生への指針、堀場勇夫・望月正光編著、東洋経済新報社

運営主体について

- ・運営主体については、第3セクターや民間企業による運営のほか、NPO法人、その他（JA、商工会議所等）による運営が挙げられます。
- ・新しい経営手法として、LLC（合同会社）やLLP（有責任事業組合）の導入についても考えられますが、現状ではLLCやLLPによる道の駅の運営は行われていません（確認されていません）。

方法	概要	メリット	デメリット	道の駅での導入例
行政 （市区町村） P1再掲	・行政（市区町村）が自ら事業を行う。	・住民からの信頼を得やすい。 ・採算を前提としないため、事業失敗により途中で事業を放棄する可能性が相対的に低い。	・効率化や採算重視のインセンティブが働きにくく、結果として非効率的な運営となる可能性が高い。 ・担当者が頻繁に移動するため、専門能力が蓄積されにくい上、経営責任があいまいになる場合が多い。	・設置者の98.1%は市区町村で占められているが、行政による直営は1割未満と少ない *1
第3セクター 公益法人も含む	・地方公共団体とは独立した法人により事業を行う。 ・地方公共団体と民間事業者の資金面と組織面で融合する。 ・対象となる事業は幅広い。	・民間事業者の資金、ノウハウを活用できる。 ・異動の多い地方公共団体職員よりも、プロパー職員（正職員）の方が専門能力を身につけやすい。 ・行政と地域団体との協力体制が構築できる。	・経営が失敗した場合でも経営責任があいまいになることが多い。 ・地方公共団体からの受託事業をほとんど再委託している場合、却って非効率と思われるケースもある。 ・事業を廃止するに当たってプロパー職員の処遇検討が必要となる。	・運営主体全体の40%が第3セクターや公益法人 *1
その他 （JA等）	・JA、漁協、商工会議所、生産者組合など	組織が多岐にわたるため割愛	組織が多岐にわたるため割愛	・運営主体全体の1割程度*2
NPO法人	・非営利組織ではあるが、民法法人より設立要件は緩やかといえる。 ・非営利組織のため剰余利益の分配は行わない。（次期以降の活動に充てられる）	・小規模でも設立できるため、機動的な業務執行を行いやすい。 ・公益事業は法人税等が非課税となる。 ・政府・自治体の認証を受けた法人であり、組織そのものや活動内容について信用を得やすい。	・収益事業については法人税等の優遇措置がない（法人税率は株式会社と同様）。 ・金融機関からの融資はあてにできない。 ・事務手続きが会社と比べて煩雑である（書類作成や定款変更等に手間暇がかかる）。	・道の駅とようら（北海道豊浦町） ・道の駅なんごう（宮崎県南郷町）など
民間企業	株式会社	・民間事業者の資金、ノウハウを活用しやすい。 ・利益が蓄積されると、配当の形で出資者に還元される。 ・利益獲得を目的とするため、収益拡大や効率化等のインセンティブが働きやすい。	・法人税等について優遇措置がない。 ・採算を過度に重視したり、事業経験が少ない場合、サービス水準が低下する可能性もある。	・運営主体全体の2~3割が民間企業 *2
	LLC （合同会社）	・社員（出資者）は有限責任であり、出資した金額以上は責任を負わなくても良い。 ・法人格を持つため、財産の所有や各種許認可の申請も法人名で申請・取得が可能。	・法人税等について優遇措置がない。	・道の駅での運営実績なし？（未確認）
	LLP （有責任事業組合）	・組合員（出資者）は有限責任であり、出資した金額以上は責任を負わなくても良い。 ・組合であり法人格を持たないため、LLPの組織には法人税が課税されない。	・組合であり法人格はない。制度もまだ新しいため、LLPを知らない人が多い、故に信用度も低い。 ・法人税はかからないが、逆に多くの利益が見込める場合は法人化した方が、節税効果が大きくなる。 ・法人格がないので株式会社への組織変更ができない。（株式会社にする場合には、いったんLLPを解散する必要有）	・道の駅での運営実績なし？（未確認）

*1：国土交通省資料

*2：「道の駅」を核とした地域活性化調査報告書、財団法人地域活性化センター、H24.3

出典：第三セクター再生への指針、堀場勇夫・望月正光編著、東洋経済新報社

LLC、LLPの制度・会計・税務、中島祐二著、中央経済社

展望台事例「別所岳サービスエリア スカイデッキ『能登ゆめてらす』」

施設の概要

『能登ゆめてらす』は、のと里山海道の「別所岳サービスエリア」に2010年に設置された展望台である。

鉄骨造の基部の上に展望デッキを載せた構造で、標高358mの別所岳の中腹にあり、駐車場から高さ約13mに位置している。

『能登ゆめてらす』に上がると、眼下には七尾湾、富山湾を挟んで立山連峰まで眺めることができる。展望デッキへはエレベーターが設置されており、また橋状のスロープが二基の階段塔によって繋がれている。車椅子やベビーカーを利用している人はエレベーターを利用することができる。

入場料は無料で、利用期間は下記のとおりである。

利用期間

3月15日～5月15日 午前7時～午後5時
5月16日～9月15日 午前6時～午後7時
9月16日～12月15日 午前7時～午後5時
12月16日～3月14日までは閉鎖

整備費概算

工事費：1億5,444万円
(諸経費30%、消費税8%を見込んだ場合)



写真1(全景)

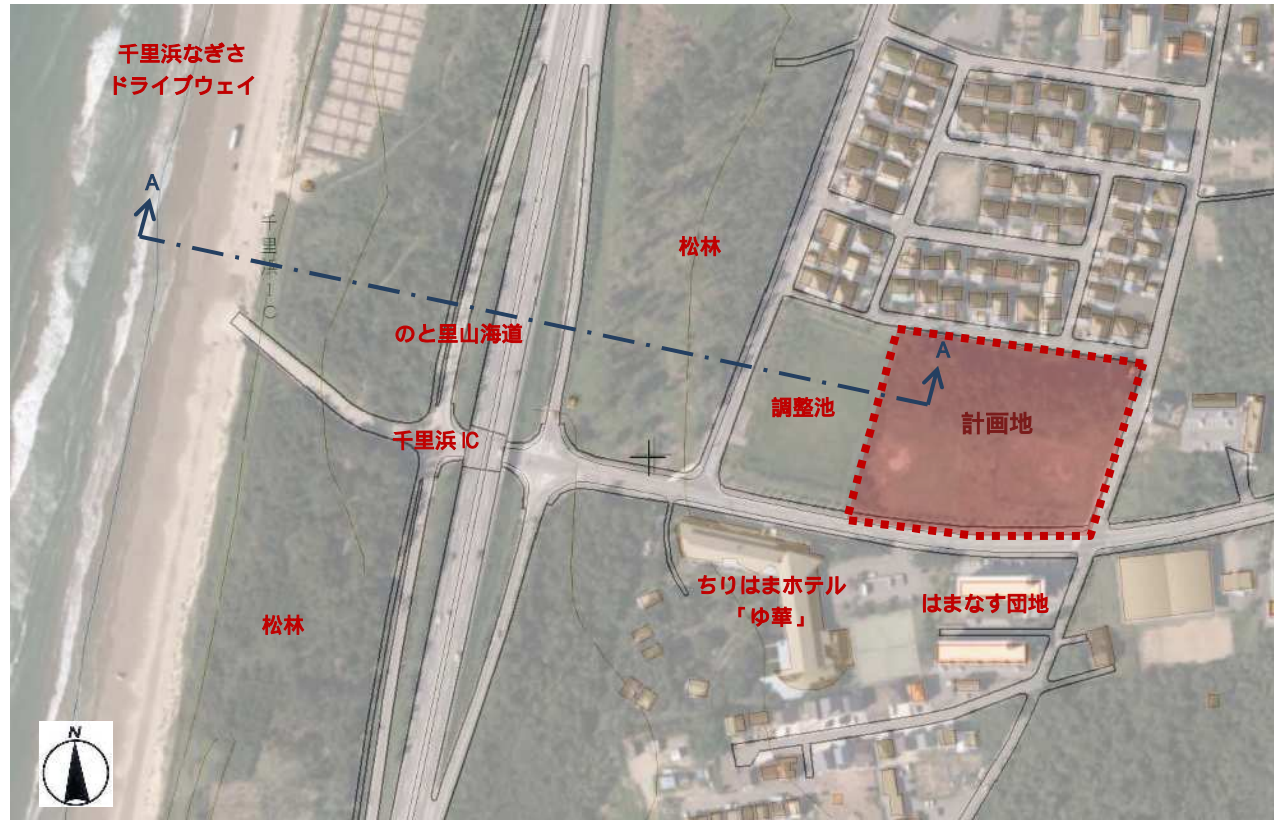


写真2(近景)



はまなす団地から海への眺望(3~4階踊り場)

展望台設置検討図



断面位置図 (国土地理院地図・航空写真合成)



A - A 断面図 (概略図)

本図は千里浜財産区宅地造成事業 (平成5年) の区域図等の高さ情報を用い作成した概略図である。
青字は海拔高さを示す。